

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について ～お知らせ～

令和 7 年 10 月
山口県建築指導課

建築指導課が発注する営繕系工事について、現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化を図るため、平成 29 年 11 月よりデジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用しています。このたび、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準」を改訂しましたのでお知らせします。

なお、実施方法等は以下のとおりです。

1 適用日

令和7年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

2 実施方法

- ・ 小黑板情報電子化を行う場合は、工事着手前までに、受注者が監督職員に使用機器を提示し、工事打合せ簿により実施する旨を申し出、承諾を得るものとする。なお、使用内容について施工計画書に記載することとする。
- ・ 対象工種については、営繕工事写真撮影要領(国土交通省制定)に準ずる。

3 機器の導入

機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等である。

4 運用基準

詳細は「デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準」による。

(山口県建築指導課ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/205813.html>)